

ISDA® JAPAN MONTHLY UPDATE

2014年10月

コミッティ活動

REGULATORY/DOCUMENTATION: 担当 森田 (tmorita@isda.org)

10月29日、ISDAの新CEO、Scott O'Maliaと本邦のボードメンバーが金融庁を訪問、河野正道 金融国際審議官と、清算集中されないデリバティブ取引の証拠金規制、クロスボーダーにおける規制の調整、CCPの処理の枠組み等、OTCデリバティブ市場と規制に関する問題について意見交換を行った。

10月30日、金融庁から、清算機関（金融商品債務引受業またはクリアリングサービス）への登録義務対象から除かれる取引を指定する「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引および貸借を指定する件の一部を改正する件（案）」が公表された。ドラフト案では、当該除外目的のためどの清算機関が除外されるかについても明示している。現在のドラフト案では米国または英国において本邦と同等の免許等を受けた清算機関で清算された日本国または日本法人以外の参照法人のCDSと、LCHクリアネットおよびKRXで清算された日本円以外の通貨での取引を対象とした金利スワップを対象から除外することを記載している。ドラフト案は、適用期間を当初予定の2014年12月31日から2015年6月30日まで延長することを提案している。意見書の提出期日は2014年12月1日。

Japan FIEA Representations Repository

ISDAでは、2012年10月よりOTCデリバティブ取引の清算集中義務に関する確認書の書式（確認書）と、確認書を提出した金融機関のリストを公表しており、確認書を提出した金融機関との取引においては、清算集中義務が除外されている。

今般、2014年12月1日より円金利スワップの清算集中義務が拡大することに伴い、確認書は一部のCDS取引にのみ適用される旨の注記をウェブ上に掲載した。2014年12月1日より、円金利スワップの一部は、確認書の内容に関わらず、金融商品取引法に定められる清算集中義務に基づいて清算義務が課されることとなる。詳細は[ISDAウェブサイト](#)にて閲覧可能。

Cleared Derivatives Execution Agreement (CEDA)

CEDAの日本語参考訳がISDAウェブサイトに掲載された。（実際の契約締結には、英語版のISDA/FIA Europe CEDAを利用のこと）

COLLATERAL: 担当 森田 (tmorita@isda.org)

10月31日、ISDAは金融庁と面談を行い、過去数か月間におけるISDA WGMRワークストリームの進捗状況の報告を行うとともに、IMの計算方法について意見交換を行った。

コミッティ並びに作業部会会合/コンファレンスの予定

Steering Committee (日本語による会議)	11月12日
Documentation Committee (英語による会議)	11月14日
Collateral Committee (日本語による会議)	tbd
OTC Derivatives Working Group (日本語による会議)	tbd